

## 東日本大震災復興特別区域法における 環境影響評価法手続の特例

東日本大震災復興特別区域法により、東日本大震災により被災した市町村等が作成した復興整備計画に位置付けられた復興整備事業は、各種許認可等の特例措置等を受けることができる。

同法において環境影響評価法手続の特例措置が設けられており、復興整備事業のうち、土地区画整理事業、鉄道事業及び軌道事業について、迅速な事業着手という本法の趣旨に合わせた形で環境影響評価手続の特例を適用。

「復興事業への迅速な着手」と  
「環境保全」の両立を図る

### 環境影響評価法による手続と特例による手続の違い

	環境影響評価法による手続	特例による手続
手続を行う者	事業者	被災した市町村等
方法書手続	調査予測評価方法を示し 国民、地方公共団体の意見を聴く	< 特定評価書手続 > 調査予測評価の方法及び結果を示し、国民、地方公共団体、国の意見を聴く
準備書手続	調査予測評価結果を示し 国民、地方公共団体の意見を聴く	
評価書手続	調査予測評価結果を示し 国の意見を聴く	
調査方法	通年の現地調査を含む調査を実施	既存文献を活用 通年の現地調査はアセス手続き後に実施可能